

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

### 鳥取県人事委員会規則第16号

#### 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>職員の旅費等に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>職員の旅費等に関する条例</u>（昭和45年鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（<u>条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。</u>）、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の旅費に関する条例施行規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>職員の旅費に関する条例</u>（昭和45年7月鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p>

(旅行命令等の取消し等の場合に旅費として支給する額)

第5条 条例第3条第5項の人事委員会規則で定める金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続きをしたにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、当該額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例による支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 略

(口頭による旅行命令等の要件等)

第7条の2 条例第4条第6項の規定による旅行命令等(次項において「口頭による旅行命令等」という。)は、次に掲げる旅行のいずれかを行う場合に限り、旅行命令権者が用務、用務地、旅行の方法及び旅行の年月日(次項において「用務等」という。)を明らかにすることによって、これを発し、又は変更することができるものとする。

- (1) 日常の業務として行う旅行
- (2) 出発から帰着までの往復の時間が概ね4時間以内である旅行(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会が認める旅行

2 略

(旅行命令簿等の記載事項)

第8条 条例第4条第7項の人事委員会規則で定める旅行命令簿等の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 旅行命令等を発した年月日、用務、用務地並びに旅行の方法及び期間
- (3) 旅行の時間(県内以外の地域における旅行を含むものに限る。)

(4) 略

(旅行命令等の取消し等の場合に旅費として支給する額)

第5条 条例第3条第5項の人事委員会規則で定める金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続きをしたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例による支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため、又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 略

(口頭による旅行命令等の要件等)

第7条の2 条例第4条第6項の規定による旅行命令等(次項において「口頭による旅行命令等」という。)は、当該旅行が日常の業務として行う出張のための内国旅行である場合に限り、これを発し、又は変更することができるものとする。この場合において、旅行命令権者は、用務、用務地、旅行の方法及び旅行の年月日(次項において「用務等」という。)を明らかにしなければならない。

2 略

(旅行命令簿等の記載事項)

第8条 条例第4条第7項の人事委員会規則で定める旅行命令簿等の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 旅行命令等を発した年月日、用務、用務地、旅行の方法及び旅行の期間

(3) 略

(旅費請求等)

第10条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める書類は、次の表の左欄に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載した書類及び別表第1に定める添付書類とする。

(1) 略	
(2) 条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費	ア～ウ 略 エ 請求事由(条例第3条第6項に規定する旅費を請求する場合には、旅費額を喪失した理由を含む。) オ 略
(3) 略	

(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い)

第13条 条例第13条第4項の規定により行う概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額から速やかに行うものとする。

(定額による車賃が支給される旅行等)

第14条 略

2 前項に規定する旅行に係る車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、条例第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 略

(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級)

第14条の2 条例第29条の人事委員会規則で定める国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」という。)による職務の級に相当する給与と条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下「行政職給料表」と

(旅行請求等)

第10条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める書類は、次の表の左欄に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載した書類及び別表第2に定める添付書類とする。

(1) 略	
(2) 条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費	ア～ウ 略 エ 請求事由(条例第5条第6項に規定する旅費を請求する場合には、旅費額を喪失した理由を含む。) オ 略
(3) 略	

(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い)

第13条 条例第13条第4項の規定により行う概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額から速やかに行うものとする。

(定額による車賃が支給される旅行等)

第14条 略

2 条例第17条の人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの額は、16円とする。

3 第1項に規定する旅行に係る車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、条例第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 略

(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級)

第14条の2 条例第29条の人事委員会規則で定める国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」という。)による職務の級に相当する職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下「行

いう。)による職務の級とする。この場合において、国家公務員の職務の級における号俸に相当する職員の職務の級の号給は、行政職俸給表(一)による職務の級の号俸に相当する行政職給料表による職務の級の号給とする。

2 行政職給料表の適用を受けない職員(次項及び第4項の規定の適用を受ける者を除く。)にあっては、当該職員の職務の級及び号給に対応する別表第2に定める行政職給料表による職務の級及び号給を当該職員の職務の級及び号給(以下「行政職級号給」という。)とみなして前項の規定を適用する。

3及び4 略

(非常勤職員の費用弁償)

第16条の2 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める額は、非常勤職員(条例第1条に規定する非常勤職員のうち一般職に属する者をいう。)を行政職給料表の1級の職務にある職員とみなして条例の規定を適用した場合に算出される鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当の額とする。

別表第4(第17条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1)~(3) 略

(4) 職員が宿泊を伴う旅行をして正午以前に在勤庁に到着した場合又は午後1時以降に在勤庁を出発して宿泊を伴う旅行をした場合(前2号及び次号の規定の適用を受ける場合を除く。)には、当該到着した日又は出発した日に係る条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

政職給料表」という。)による職務の級とする。この場合において、国家公務員の職務の級における号俸に相当する職員の職務の級の号給は、行政職俸給表(一)による職務の級の号俸に相当する行政職給料表による職務の級の号給とする。

2 行政職給料表の適用を受けない職員(次項及び第4項の規定の適用を受ける者を除く。)にあっては、当該職員の職務の級及び号給に対応する別表第1及び別表第1の2に定める行政職給料表による職務の級及び号給を当該職員の職務の級及び号給(以下「行政職級号給」という。)とみなして前項の規定を適用する。

3及び4 略

別表第4(第17条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1)~(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 職員が水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行のうち公海上の航海、漁ろう等のためにする旅行において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、旅行した場合には、条例に定める支度料に相当する額を支給しないものとする。

<p>(10)～(13) 略</p> <p>(14) 給与条例第10条第1項第2号に規定する自動車等を利用して通勤している職員（通勤手当を支給されるものに限る。）が私有自動車等を利用して行う旅行（在勤庁と用務地との間を往復する旅行（宿泊を伴うものを除く。）及び週休日等に行う旅行を除く。）をした場合には、当該私有自動車等の利用に係る条例に定める車賃の額のうち、人事委員会が定める額を支給しないものとする。</p> <p>(15)～(19) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準</p> <p>次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 日当、宿泊料及び旅行手当 条例第18条第1項に定める日当、条例第19条第1項に定める宿泊料及び別表第3に定める旅行手当のそれぞれの定額の2分の1に相当する額</p>	<p>(10)～(13) 略</p> <p>(14) 職員の給与に関する条例第10条第1項第2号に規定する自動車等を利用して通勤している職員（通勤手当を支給されるものに限る。）が私有自動車等を利用して行う旅行（在勤庁と用務地との間を往復する旅行（宿泊を伴うものを除く。）及び週休日等に行う旅行を除く。）をした場合には、当該私有自動車等の利用に係る条例に定める車賃の額のうち、人事委員会が定める額を支給しないものとする。</p> <p>(15)～(19) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準</p> <p>次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 日当、宿泊料、<u>支度料</u>及び旅行手当 条例第18条第1項に定める日当、条例第19条第1項に定める宿泊料、<u>条例に定める支度料</u>及び別表第3に定める旅行手当のそれぞれの定額の2分の1に相当する額</p>
--	---

第2条 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

「	別表第1及び別表第1の2を削り、別表第2中	条例第17条に規定する車賃	その支払を証明する書類（支
	出担当職員等が必要と認める場合に限る。）	を	を
		条例第17条に規定する車賃	その支払を証明する書類
		条例第18条第2項第2号に	その帰着する時刻を証明す
		規定する日当	る。）
」			

（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。）  
 書類（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。）に改め、同表を別表第1とし、別表第1の次に次の1表

を加える。

別表第2（第14条の2関係）

ア 再任用職員以外の職員

行政職給料表 他の給料表	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
公安職給料表		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級の 9 号 給以上 2 級の 33 号 給以上 1 級の 41 号 給以上	3 級の 8 号 給以下 2 級の 32 号 給以下 1 級の 40 号 給以下
教育職給料表 (1)		4 級	3 級	2 級の 49 号 給以上	2 級の 41 号 給から 48 号 給まで	2 級の 37 号 給から 40 号 給まで	2 級の 25 号 給から 36 号 給まで	2 級の 9 号 給から 24 号 給まで 1 級の 41 号 給以上	2 級の 8 号 給以下 1 級の 40 号 給以下
教育職給料表 (2)			4 級 3 級の 17 号 給以上	3 級の 9 号 給から 16 号 給まで	3 級の 8 号 給以下 2 級の 53 号 給以上	2 級の 45 号 給から 52 号 給まで	2 級の 37 号 給から 44 号 給まで	2 級の 21 号 給から 36 号 給まで 1 級の 41 号 給以上	2 級の 20 号 給以下 1 級の 40 号 給以下
研究職給料表	5 級の 5 号 給以上	5 級の 4 号 給以下		4 級 3 級の 13 号 給以上	3 級の 5 号 給から 12 号 給まで	3 級の 4 号 給以下	2 級の 25 号 給以上	2 級の 9 号 給から 24 号 給まで 1 級の 45 号 給以上	2 級の 8 号 給以下 1 級の 44 号 給以下
医療職給料表 (1)	4 級	3 級の 5 号 給以上	3 級の 4 号 給以下	2 級の 13 号 給以上	2 級の 9 号 給から 12 号 給まで	2 級の 8 号 給以下 1 級の 25 号 給以上	1 級の 13 号 給から 24 号 給まで	1 級の 12 号 給以下	
医療職給料表 (2)			7 級	6 級	5 級		4 級 3 級の 5 号 給以上	3 級の 4 号 給以下 2 級の 9 号 給以上	2 級の 8 号 給以下 1 級
医療職給料表 (3)			7 級	6 級	5 級		4 級 3 級の 5 号 給以上	3 級の 4 号 給以下 2 級の 29 号 給以上	2 級の 28 号 給以下 1 級
臨時的任用職員									すべての者

備考 この表は、再任用職員（給与条例第 4 条第 11 項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員に適用する。

イ 再任用職員

行政職給料表 他の給料表	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
公安職給料表		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級 2 級	

								1級	
教育職給料表 (1)		4級	3級			2級		1級	
教育職給料表 (2)			4級 3級			2級		1級	
研究職給料表		5級		4級	3級		2級	1級	
医療職給料表 (1)	4級		3級			2級	1級		
医療職給料表 (2)			7級	6級	5級		4級 3級	2級	1級
医療職給料表 (3)			7級	6級	5級		4級 3級	2級	1級

備考 この表は、再任用職員に適用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。